

■教育行政のポイント

時間外縮減の実績に応じて教職額増減を提案

小川 正人

既報の通り、2024年11月11日に開催された財務省・財政制度等審議会は、時間外在校等時間（以下、時間外）の抜本的な縮減を進めるために、業務縮減の実績に応じて教職調整額（以下、調整額）を増額するという案（以下、財務省案）を提言した。

財務省案は、①文科省が要求する調整額13%は時間外月26時間分に相当し、中教審答申の月20時間程度まで縮減とする目標との整合性に欠ける、②一律支給は在校等時間の差に応じたメリハリがないと批判する。そのうえで、改革の強力なインセンティブとして一定の集中期間（例えば5年間）に業務の抜本的な縮減を図るため、業務縮減の実績に応じて調整額を増額し、調整額10%に達した段階で給特法を廃止して時間外勤務手当化するという案を示した。

定数改善・増員なしの縮減案＝財務省案

では、財務省案はどういう方法で業務の大幅な縮減を図れと言っているのだろうか。財務省案では教職員定数改善や増員には一切触れずに、①「3分類」の厳格化、及び外部対応・事務作業・福祉的な対応・部活動等のさらなる縮減、首長部局・地域移行による授業以外の時間の抜本的な縮減、②勤務時間管理の徹底、③校務DXの加速化による業務の縮減、④長期休暇を取得できる環境整備、を挙げている。

確かに、業務の負担軽減の取組と成果は、自治体・学校間で差があり、まだ取組の余地が残されていると思う。ただ、財務省案が挙げている方法だけで月20時間程度まで時間外を大幅縮減するのは難しいというのが、大方の受けとめである。

文科省の見解（反論）

文科省は、翌12日に財務省案に対する見解（反論。以下、反論）を公表している。その主な内容は、①時間外のさらなる縮減には、働き方改革の推進に加え

教職員定数改善や支援スタッフの一層の充実が不可欠であるにもかかわらず、財務省案は定数等の充実なしに単に学校現場の業務縮減の努力のみをもって取組を進めようとするもの、そのため、②時間外の縮減を給与改善の条件とすれば、必要な教育活動のためらうことや支援が必要な子どもたちへの必要な教育指導が行われなくなるなど学校教育の質の低下を招く恐れがある、等と主張している。

望ましい取組の進め方

学校現場が時間外縮減のため様々な取組を進めているにもかかわらず大幅に減らないのは、本来的業務や生徒指導等の新たな教育活動に費やす時間が増えていることが主な原因である。取組が遅れている自治体・学校には取り組めていないそれぞれの理由があるはずであり、文科省や教委には、そうした状況を精緻に調査し実態を把握しながら人的配置を含めて学校に寄り添う丁寧な支援が欠かせない。

時間外がなかなか減らない状況下で、時間外縮減の目標が設定され、目標が未達成なら処遇改善もなしとした場合、必要な教育活動を削ったり、時間外の過少申告や持ち帰り業務の増加などが懸念される。その延長線上に、月20時間の時間外を上限に時間外勤務手当化となれば、月20時間を超える時間外は「ただ働き」として放置、黙認される事態も生じる。

給特法廃止の議論の前に、まずは所定勤務時間内で授業準備や生徒指導などの教育活動を完結できる勤務環境を整えることが必要であるし、仮にそうした勤務環境が整った際には、教員の働きやすさや労務管理のしやすさ、コストなどで給特法の実際の作用は変わってくるかもしれない。給特法の改廃論議は、そうした勤務環境の整備が整ってからでも遅くない。その方が財務省案よりまちな選択であると思う。

（おがわ・まさひと＝東京大学名誉教授）

●校長・教頭のための学校経営手帳！●

2025 スクール・マネジメント・ノート

教育開発研究所【編集】 A5判変型／定価 2,750 円

■本の詳細の確認およびご注文は、右QRコードより小社ホームページをご利用ください。

